

業務委託契約予定者を特定するための評価基準

評価項目	評価の着目点		評価点	
		判断基準		
特定テーマに対する企画提案【50点】	特定テーマ①	的確性【10点】	本市の地域特性等を踏まえた上で、エリアの分類が行われている場合に優位に評価。	10
			促進策を検討すべきエリアの明確な理由が示されている場合に優位に評価。	
		実現性【10点】	提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、説得力がある場合に優位に評価。	10
	検討すべきエリアの範囲設定など、今後の展開が明確な場合に優位に評価。			
	独創性【5点】	(駅周辺や天文館、拠点間の都市軸以外の)新たな視点からの提案がある場合に、優位に評価。	5	
	特定テーマ②	的確性【10点】	本市の地域特性等を踏まえた上で、提案された方向性がこれらと整合性の高い場合に優位に評価。	10
本市における歩いて楽しめるまちづくりを推進するための方向性や具体策が提案されている場合に優位に評価。				
実現性【10点】		提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、説得力がある場合に優位に評価。	10	
	制度創設にあたり検討すべき内容(財政負担や税収効果)など、今後の展開が明確な場合に優位に評価。			
独創性【5点】	都市の活力を生み出す取組や多様な主体と協力した取組等、新たな視点からの提案がある場合に、優位に評価。	5		
全体評価【25点】	ヒアリング含む全体評価	業務理解度【10点】	本市の現状を理解しており、課題解決に対する理解度などが高い場合に評価。	10
			相互に関連する特定テーマ間の整合性が高い場合に優位に評価。	
	取組姿勢【10点】	提案した特定テーマに関する補足説明が明確で、取組が意欲的である場合に優位に評価。	10	
企画提案の書類が分かりやすく整理されている場合に優位に評価。				
その他【5点】	質問に対する応答が明快で、かつ迅速な場合に優位に評価。	5		
参考見積	業務コストの妥当性	提示した予算上限額を超えている場合、または提案内容に対して見積りが不適格であると判断した場合には特定しない。	—	

※ 審査要請者が1者の場合は、提案書類の内容が特記仕様書を満たしていると認められ、かつ、選定審査委員会の各委員の採点合計の平均点が、60点(総配点の6割)以上を満たす場合に、最優秀者として特定する。